

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 相馬市議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時にを行う件
○福島県議会議員一般選挙及び相馬市議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく相馬市議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和五年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙及び相馬市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和五年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県議会議員一般選挙
二 相馬市議会議員一般選挙